

城陽がんばる事業者支援給付金

10万円

城陽市では新型コロナウイルス感染症の影響により
売上が減少している事業者のみさんの
経営回復を支援します！



● 給付対象者

- ・ 城陽市内の中小企業・団体
- ・ 城陽市内の個人事業主

● 給付対象条件

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月から11月までのいずれか1ヶ月の売上が、前年同月比で**15%以上**減少していること
- ・ 「城陽市休業要請対象事業者支援給付金」もしくは「明日の農業経営支援給付金」の給付を受けていないこと

● 給付額

1事業者あたり**10万円**

※複数店舗を有する場合や、複数事業を実施している場合でも、1事業者としてカウントします。

● 申請期間

令和2年8月17日（月）～ 令和2年12月28日（月）

● 申請書類

※セーフティネット保証の認定などを受けている場合には、提出書類の一部を省略することができます。


- ① 申請書
- ② 売上の減少がわかる書類（該当する月の月次損益計算書や売上台帳など）
- ③ 城陽市内に事業所があることがわかる書類

【法人】履歴事項全部証明書（6ヶ月以内） 【個人】確定申告書の該当部分

● 申請方法

郵送で、城陽市商工観光課までご提出ください。

〒610-0195 城陽市商工観光課（郵便番号があれば住所記載不要）

申請書は城陽市産業支援サイト「JoInT」からダウンロード 
もしくは、商工観光課（市役所本庁舎2階）まで



※申請書受理後、審査の上、順次給付決定及び給付を行います。

短期間に多数の申請が集中した場合、給付までに時間を要することがありますので、予めご了承ください。